

○ 再開、文書朗読ののち、

○ 日程第1（知事提出議案）及び日程第2（請願）を一括上程、審査結果報告書を朗読ののち、討論を行い、採決する。

採決は区分して行い、

日程第1について

まず、60号を採決

ついで、残りの日程第1について採決する。

次に、日程第2について

まず、17号を採決

ついで、残りの日程第2について採決する。

○ 次に、日程第3（委員会の調査）を上程、閉会中の調査について諮る。

○ 次に、日程第4（公安委員会委員の任命）及び日程第5（収用委員会予備委員の任命）を一括上程、知事説明ののち、即決する。

なお、採決は日程ごとに行う。

○ 次に、日程第6（議員派遣）を上程、討論を行い、派遣案について諮る。

○ 次に、日程第7から日程第12までの意見書案を一括上程、即決する。

採決は区分して行い、

まず、日程第7（総務政策常任委員提案の裁判所機能の充実を求める意見書案）

日程第8（厚生常任委員提案の加齢による難聴の早期発見と聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案）

以上の2件を一括して採決

次に、日程第9（共産党提案の介護報酬と介護保険制度の改善を求める意見書案）を採決

次に、日程第10（立憲神奈川ネット提案の訪問介護の基本報酬引き下げの撤回等を求める意見書案）を採決

ついで、日程第11（共産党提案の改正地方自治法における国の指示権拡大の見直しを求める意見書案）

日程第12（共産党提案の熱中症対策の推進を求める国への意見書案）

以上の2件を一括して採決する。

- 次に、日程第13（総務政策常任委員提案の地方税財政制度の充実・強化を求める意見書案）及び日程第14（建設・企業常任委員提案の水道システム再構築に資する財政支援制度の創設を求める意見書案）を一括して上程、討論を行い、採決する。
- 以上で、全日程を終了し、閉会する。